

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合）

（要望項目）

1. ダンプ労働者が交通安全を最優先にして働ける職場環境づくりのため、具体的な措置を講じて下さい。

（1）公共工事に於ける大型ダンプの標準積算の全国平均は、直接工事費で約 64,000 円、工事原価で約 82,000 円（税込み）です。直轄工事現場における単価の支払い実態を掌握し、少なくとも直接工事費を上回る単価の支払いを各受注業者へ指導して下さい。

（回答）

○ 支払いの指導につきましては、受注者の責任の中で行う民・民の契約内容になりますことから、発注者が下請契約の金額が不当に低いかどうか判断できませんが、建設業法第 19 条の 3 において「注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。」と規定されており、工事発注者と致しましては、今後とも受注者に対し適切な下請契約となるよう指導してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課
住宅建築局 公共建築室 計画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合）

（要望項目）

1. ダンプ労働者が交通安全を最優先にして働ける職場環境づくりのため、具体的な措置を講じて下さい。

（3）週休 2 日制では、日給制の車持ちダンプ労働者は月単位では減収となります。対応策として労務費補正係数を 1.15 に引き上げ、各発注工事現場において直接労働者へ支払われるよう具体策を講じて下さい。

（回答）

○ 大阪府では週休 2 日の取組みについて、原則すべての工事（災害復旧工事等を除く）で、現場閉所の状況に応じた労務費等の補正を行っております。

なお、支払いについては、受注者の責任の中で行う民・民の契約内容になりますことから、発注者が下請契約の支払いに関して具体策を講ずることはできませんが、建設業法第 19 条の 3 において「注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。」と規定されており、工事発注者と致しましては、今後とも受注者に対し適切な下請契約となるよう指導してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課
住宅建築局 公共建築室 計画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合）

（要望項目）

2. 公共工事で働く労働者の賃金・労働条件を確保するために公契約条例を早急に制定してください。

その際、車持ちダンプ労働者や資材取引についても適用対象にして下さい。

（回答）

○ 賃金その他の労働条件は法律により制定すべきものであり、国の動向を注視するとともに、引き続き、最低賃金の引き上げを国に要望してまいります。

（回答部局課名）

総務部 契約局 総務委託物品課
商工労働部 雇用推進室 労働環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合）

（要望項目）

3. ダンプの過積載根絶と交通安全の推進について

（１）「ダンプ規制法第 12 条団体等」である建交労加入ダンプに対して、個別現場で優先使用措置が取られるよう請負者を指導して下さい。「現場説明書・指導事項」を曲解し、遵守を怠る請負者に対しては、出先事務所や出張所の責任者から正確な指導をするよう事務連絡等の通知をして下さい。

（回答）

- 大阪府では、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」等に従い、過積載による違法運行の防止について受注者に指導しています。
- また、ダンプ規制法の趣旨を踏まえ、ダンプ規制法第 12 条該当団体の使用促進について受注者に指導しています。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課
住宅建築局 公共建築室 計画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合）

（要望項目）

3. ダンプの過積載根絶と交通安全の推進について

（2）ダンプの過積載が各地で増加しています。過積載根絶の有力手段として過積載防止装置（重量リミッター）の開発と装着義務化について政府機関へ上申して下さい。

（回答）

○ 「重量リミッターの開発・装着義務付け」については、所管ではございませんが、過積載防止対策は重要と認識しており、機会をとらえ、国土交通省に伝えていきたいと考えています。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課
住宅建築局 公共建築室 計画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合）

（要望項目）

3. ダンプの過積載根絶と交通安全の推進について

（3）ダンプの不正改造や背番号を表示しない違反行為が目立っています。当該車両については建設現場への入場禁止措置を取らせるなど、関係業界への指導徹底をして下さい。

（回答）

○ ダンプ規制法第4条の「表示番号の表示」違反や荷台の違法改造は交通安全の観点から問題のある行為であると認識しており、違反車両が工事現場へ入場した場合は、受注者を通じ指導いたします。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課
住宅建築局 公共建築室 計画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合）

（要望項目）

4. 各工事現場等における自家用ダンプの使用について

ダンプ規制法（1967 年制定）にもとづくダンプの登録実態や諸法規との整合性を踏まえて、「自家用ダンプの使用については、違法かどうかはケースバイケース（使用実態で判断）」と、国土交通省は見解を出しています。貴自治体発注工事において不当な自家用ダンプ（白ナンバー）の排除が発生しないよう関係職員及び受注者に徹底して下さい。

（回答）

- 自家用ダンプの使用については、ダンプ規制法や諸法規を踏まえ、受注者に対して適切に指導を行ってまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課
住宅建築局 公共建築室 計画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合）

（要望項目）

5. 「盛土規制法」の施行に合わせて、発注者・元請が建設発生土の管理を徹底して下さい。

（2）貴自治体の責任で適正に管理された処分場やストックヤードを確保して下さい。また、建設発生土処分は元請業者に最終処分場まで管理をさせるよう盛土規制法等の改正を国へ上申して下さい。

（回答）

- 各工事の建設発生土は、原則として公共工事間で流用するように処分地を指定して発注しておりますが、流用できず民間の処分地に搬出する場合は、受注者に事前に搬出先が適正であることを確認させることとしております。
- 盛土規制法の施行にあわせて、国土交通省が所管する資源有効利用促進法が改正され、建設発生土の発生者（元請業者）に対し、搬出先の盛土規制法の許可の事前確認及び搬出後の土砂受領等の確認が義務化されました。
盛土規制法の適正な運用を図っていく中で、国に対して建設発生土の管理が適切に行われるよう、必要に応じて関係法令の運用面での徹底を求めています。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課（下線部について回答）
 都市整備部 住宅建築局 公共建築室 計画課（下線部について回答）
 環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課（波線部について回答）
 都市整備部 住宅建築局 建築指導室 審査指導課（波線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合）

（要望項目）

5. 「盛土規制法」の施行に合わせて、発注者・元請が建設発生土の管理を徹底して下さい。

（3）建設発生土の運搬については、ダンプ運転手に搬出先などの情報（名称・所在地、搬出量など必要書類）が書面にて通知されるよう措置すること。また、元請業者の責任において、トレーサビリティシステムまたはGPS 装置貸与等による追跡システムの構築及び実施について国へ上申して下さい。

（回答）

○ 資源有効利用促進法の趣旨を踏まえ、適切に受注者に対し指導してまいります。

○ 5－②でお答えしましたとおり、盛土規制法の施行にあわせて、国土交通省が所管する資源有効利用促進法が改正され、建設発生土の発生者（元請業者）に対し、搬出先の盛土規制法の許可の事前確認及び搬出後の土砂受領等の確認が義務化されました。

盛土規制法の適正な運用を図っていく中で、国に対して建設発生土の管理が適切に行われるよう、必要に応じて関係法令の運用面での徹底を求めています。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課（下線部について回答）

都市整備部 住宅建築局 公共建築室 計画課（下線部について回答）

環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課（波線部について回答）

都市整備部 住宅建築局 建築指導室 審査指導課（波線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合）

（要望項目）

6. 労災保険の特別加入の促進について

（１）建設職人基本計画の主旨に基づいて、車持ちダンプ労働者など一人親方の就労者が「労災保険の特別加入制度」に加入するよう、関係省庁・業界団体等と連携して具体策を講じて下さい。

（回答）

○ 国作成の社会保険に関するパンフレットを受注者に配布するなど、周知を図ってまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課
住宅建築局 公共建築室 計画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合）

（要望項目）

6. 労災保険の特別加入の促進について

（2）また、法定福利費を確保する立場に立ち、「一人親方労災保険料相当分」がダンプなど当該の就労者に直接支払われるよう措置を講じて下さい。

（回答）

○ 「一人親方労災保険料相当分」も含めた費用の支払いは、元請・下請間の民・民の契約内容になるため、一人親方への業務注文者から一人親方へ保険料相当分を支払うことを指導することには限界がありますが、適正に支払われるよう、今後とも受注者を指導してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課
住宅建築局 公共建築室 計画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（全日本建設交運一般労働組合）

（要望項目）

7. 貴自治体の発注工事現場で働く車持ちダンプ労働者に対して、受注企業の責任で「建退共証紙」が貼付されるよう指導を徹底して下さい。

工事を受注した各企業が実施している「新規入場者アンケート」の中に「建退共加入証明書及び手帳写し」を提出させ、「建退共制度」が二次以降の下請業者まで徹底されるよう指導して下さい。

（回答）

○ 大阪府では、建退共制度の趣旨をふまえ、建退共指導マニュアル・同指導事項などにより、受注者の指導を行っているところです。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課
住宅建築局 公共建築室 計画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。